

二級建築士
木造建築士 死亡届

下記の者は、 年 月 日死亡いたしましたので、関係書類を添え
建築士法第8条の2第1号に基づき届け出ます。

年 月 日

山 口 県 知 事 様

届出義務者住所

届出義務者氏名

本人との続柄

記

ふりがな 1 氏 名	
2 生年月日(和暦)	年 月 日
3 性 別	
4 登録番号	二級建築士 第 号 木造建築士
5 登録年月日(和暦)	年 月 日
6 免許証又は免許証明書を 返納しない場合はその理由	

連絡可能な日中のご連絡先

添付書類 1 二級(木造)建築士免許証又は二級(木造)建築士免許証明書

2 住民票(除票)の写し原本

注 意 免許証等を失ったため返納できない場合、その後発見したときは、直ちに山口県建築士会へ返納すること。